

秋田市公告

秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第9項の規定に基づき、公告する。

令和6年10月8日

秋田市長 穂 積 志

1 土地区画整理事業の名称

秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理事業

2 施行者の名称

秋田市

3 施行地区

秋田市手形字十七流、同手形字蛇野、同手形字西谷地、同手形字中谷地、同手形字山崎、同広面字屋敷田、同手形新栄町、同千秋城下町および同中通七丁目の各一部

4 事業施行期間

自 平成6年3月1日

至 令和21年3月31日（清算期間5か年を含む）

5 事務所の所在地

秋田市手形字山崎44番地3

6 事業計画決定の年月日

平成6年3月1日

7 事業計画の変更の年月日

令和6年10月8日